

令和 8 年 8 月太子町教育委員会（定例会）  
会 議 録

令和 8 年 8 月 19 日、午前 9 時 30 分より太子町教育委員会を太子町役場交流棟 2 階スペース 2 会議室に招集した。

I 議事日程

第 1 開会・教育長あいさつ

第 2 前回定例会会議録の承認

第 3 本日の会議録署名委員指名

第 4 行事結果・予定報告

第 5 教育長報告

- (1) 太子町教育委員会後援名義使用許可について
- (2) 太子町教育委員会令和 7 年度事務事業点検・評価について

第 6 議事

議案第 56 号 令和 9 年度使用教科書の採択について

議案第 57 号 令和 9 年度使用一般図書の採択について

議案第 58 号 令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について

議案第 59 号 区域外就学の承諾並びに協議に関する専決処理について

第 7 その他

2 本日の会議に出席した教育委員

福本 充治 委員

福田 秀樹 委員

杉本 泰代 委員

竹澤 秀代 委員

### 3 本日の会議に出席した事務局職員

|    |     |              |
|----|-----|--------------|
| 系井 | 香代子 | 教育長          |
| 福井 | 照子  | 教育次長         |
| 熊谷 | 恵之  | 管理課長（総務担当）   |
| 三宅 | 優一  | 管理課長（学校教育担当） |
| 溝端 | 朋代  | こどもえがお課長     |
| 肥塚 | 馨   | 社会教育課長       |
| 大上 | 香織  | 管理課係長        |
| 平田 | 一馬  | 管理課主査        |

令和 8 年 8 月 19 日 午前 9 時 30 分開議

## 第 1 開会・教育長あいさつ

---

教 育 長            本日は、ご多用の中、定例教育委員会にご出席くださいますようお願いいたします。  
ただいまから、令和 8 年 8 月の定例教育委員会を開会いたします。

## 第 2 前回定例会会議録の承認

---

教 育 長            前回定例会会議録の承認は、福本委員と福田委員にお願いいたします。

## 第 3 本日の会議録署名委員指名

---

教 育 長            続いて、本日の会議録の署名委員には、竹澤委員と杉本委員を指名させていただきます。  
よろしくお願いいたします。  
次に、本日の第 59 号議案につきましては、個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。

各 委 員            結構です。

教 育 長            それでは、非公開とさせていただきます。

## 第 4 行事結果・予定報告

---

教 育 長            次に、行事結果及び行事予定の説明をお願いします。

管理課長  
（総務担当）        <8・9・10 月の行事結果及び行事予定説明>

教 育 長            8・9・10 月の行事結果及び予定について、ご意見、ご質問等はありませんか。

各 委 員            ありません。

## 第 5 教育長報告

---

教 育 長            続いて、教育長報告に移ります。  
事務局から報告をお願いします。

教育次長

今月の教育長報告は、太子町教育委員会後援名義使用許可について、太子町教育委員会令和 7 年度事務事業点検・評価についての 2 件です。

太子町教育委員会共催名義使用許可につきまして、7 名の申請者から 7 件の行事について届出があります。

1 件目の申請者は、関西福祉大学、事業名称は、「関西福祉大学 PRESENTS 関福 Kids Days」です。

2 件目の申請者は、姫路グローバルワイズメンズクラブ、事業名称は、「第 7 回 ひとり親家庭のお子様限定 楽しさいっぱいデイキャンプ」です。

3 件目の申請者は、一般社団法人 実践倫理宏正会、事業名称は、「涼みにおいてよ 親子イベント」です。

4 件目の申請者は、太子町スポーツ協会卓球部、事業名称は、「第 33 回 太子町卓球選手権大会」です。

5 件目の申請者は、一般社団法人 縁日地域振興協会、事業名称は、「兵庫西播磨縁日 2026」です。

6 件目の申請者は、一般社団法人 日本視聴覚教育協会、事業名称は、「学びの未来を支える教育 DXe スクールステップアップ・キャンプ 2026 兵庫県たつの大会」です。

7 件目の申請者は、西播磨交響楽団、事業名称は、「第 40 回 定期演奏会」です。

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長  
教育次長

ご意見、ご質問等はございませんか。

ありません。

続いて、事務局から報告をお願いします。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づく太子町教育委員会令和 7 年度事務事業点検・評価について報告します。管理課所管の「学校教育の充実」につきましては、徳富伸吾氏、川村隆弘氏に外部評価委員を委嘱し、7 月 17 日に 36 件の事業について点検と評価を依頼しました。こどもえがお課所管の「児童福祉・幼児教育の充実」につきましては、赤松章子氏、淀澤郁代氏に外部評価委員を委嘱し、7 月 22 日に 31 件の事業について点検と評価を依頼しました。「社会教育の充実」につきましては、松浦りつ子氏、山本慈乗氏に外部評価委員を委嘱し、7 月 8 日に社会教育課所管の 37 件の事業について点検と評価を依頼しました。各課の点検評価一覧表については、改めてご覧いただくこととし、ここでの説明は割愛します。

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | これらの点検・評価は、9月議会で報告するとともに、ホームページ等で外部に公表を予定しています。                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 教 育 長            | ご意見、ご質問等はございませんか。                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 委 員              | 外国人に対する支援について、点検評価一覧表に一切触れていませんが、どのようになっているのかお聞きします。                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 教育次長             | 支援が必要な児童生徒がいらっしゃる場合には、県の多文化共生サポーターを利用してサポートをしていますし、学校でも先生が研修を受講するなどしています。継続的な事業ではありませんので、一覧には記載していません。                                                                                                                                                                                                         |
| 委 員              | <p>調べてみたのですが、国の事業としては、日本語の指導が必要な子には日本語を教える費用の補助を行う帰国外国人児童生徒等の教育推進事業があります。</p> <p>この事業は単年ではなく、教育委員会が申請をすれば、補助していただく手立てがあるようです。</p> <p>また、県内を調べてみましたら、芦屋市、三木市、丹波篠山市の3市は、教育委員会から申請し、支援をしていると載っていました。太子町としても、人を1年間派遣するという形なんですけれども、外国人の児童生徒が増加傾向にありますので、これも踏まえて、そのような手立てがあるということを知っておくのも必要かなと思います提案させていただきました。</p> |
| 管理課長<br>(学校教育担当) | <p>今後研究するようにします。</p> <p>今のところ、多文化共生サポーターを1年間配置して進めているところです。</p>                                                                                                                                                                                                                                                |
| 委 員              | <p>兵庫県でも3市は届出をして国から補助をいただき、単年ではなく、子どもが困られてる間はサポートするというのをされているようです。</p> <p>それを踏まえて、太子町でも困っていると先生方から声があがってきても、単年のみの対応になっているかと思いますが、実はそうではなく、手立てがあるということを皆さんにも知っていただけたらと思います。</p>                                                                                                                                 |
| 管理課長<br>(学校教育担当) | 多文化共生については、延長申請をしましたが、サポーターの人数にも限りがあり、認められませんでした。現在は、自動翻訳機のポケットで対応しているところです。                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委 員              | とりあえず国にそういう事業があることを知っておけば心強いなと思っています。                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 教 育 長            | 市町としてどういうことができるかを研究します。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

他に、ご意見、ご質問等はございませんか。  
ありません。

各 委 員

## 第 6 議事

---

教 育 長

次に議事に移ります。

議案第 56 号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長

(学校教育担当)

議案第 56 号「令和 9 年度使用教科書の採択について」説明します。  
令和 9 年度使用教科用図書採択基本方針については、西播磨の各市町と共同で西播磨教科用図書採択地区協議会を設置し、同協議会の報告と兵庫県教育委員会の指導助言を参考にしています。

まず、令和 9 年度使用の小学校教科用図書については、教科ごとの発行者は、令和 8 年度使用の教科用図書と変更はありません。

次に、令和 9 年度使用の中学校教科用図書についても、令和 9 年度使用の小・中学校特別支援学級用教科用図書、いわゆる☆本についても、いずれも令和 8 年度使用の教科用図書と変更はありません。

教 育 長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、議案第 56 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各 委 員

結構です。

教 育 長

議案第 56 号は承認されました。

続いて、議案第 57 号について、事務局より説明をお願いします。

管理課長

(学校教育担当)

議案第 57 号「令和 9 年度使用一般図書の採択について」説明します。

まず、学校教育法第 34 条第 1 項において「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文科省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」とありますが、学校教育法附則の第 9 条において「特別支援学校及び特別支援学級においては当分の間、学校教育法第 34 条第 1 項に規定する教科用図書以外の図書を使用することができる」と例外の規定があります。

本議案は、この附則第 9 条に基づき特別支援学級において使用する図書の採択を求めるものです。

来年度、龍田小学校の特別支援学級に在籍する 6 年生と太田小学校の特別支援学級在籍予定の 1・3・5 年生になる児童に対して、82 ページに記載する図書を使用したいと学校から申し出を受けたものです。

教 育 長  
各 委 員  
教 育 長  
各 委 員  
教 育 長

管理課長  
(総務担当)

ご意見、ご質問等はございませんか。

ありません。

それでは、議案第 57 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

結構です。

議案第 57 号は承認されました。

続いて、議案第 58 号について、事務局より説明をお願いします。

議案第 58 号「令和 8 年度太子町一般会計補正予算（第 3 号）（うち教育委員会所管分）に対する意見聴取について」説明します。

まず、管理課所管の歳入ですが、県の支出金として部活動地域展開推進補助金を補正しています。部活動の地域展開に係る補助金として、3 分の 2 が県から入ってくるという事業になります。歳出を補正していますので、それに合わせて歳入額も補正し、県からの補助金の額を改めています。

次の町債ですが、学校施設整備事業債という中に、バリアフリーの改修をすると事業債として、借り入れをして地方交付税として歳入するということで有利に働きますので、起債をして借り入れをするというものです。

その 2 点で、部活動の補助金は、補正額 312 万 8 千円、バリアフリーの起債は、310 万円ということで、補正額 622 万 8 千円を歳入としています。

次に、歳出については、人事異動等において、一般職の給料や手当においては、増額又は減額することとしておりますが、人件費等の義務的経費においての掲載及び説明は割愛します。

小学校費の中で、工事請負費を組んでいます。これは太田小学校南校舎のバリアフリー改修をするものです。

肢体不自由児童が太田小学校に数名在籍していますので、その方々の移動の安全性を図るということで、東側の玄関前のスロープを設置して校舎の中を移動できるような動線を整えるものです。

そのための建具の更新もありますので、これが 351 万円となります。

次に、中学校費は、部活動の地域展開の補助金です。運動部と文化部それぞれ分けていまして、当初予算は見込みで組んでいましたが、ある程度今年度の状況が見えてきまして、運動部については 18 団体、文化部については 4 団体が地域展開を行う見込みのもとで、歳出を計算しましたら、当初予算に足りておりませんでしたので、運動部の方で 384 万 4 千円追加しまして、文化部の方で 85 万円

を追加するものです。

基本的に 1 クラブ 40 万円を上限に、補助をする制度です。精算をすれば、また若干額が変わるかと思いますが、基本的には 1 クラブ 40 万円を補助して、活動していただくということで現状に応じた額に補正をしています。

こどもえがお課長

私からは、こどもえがお課所管分について説明します。

人件費等の義務的経費おいての掲載及び説明は管理課と同様、割愛します。

歳出が 2 事業あります。

1 つ目は、民生費の負担金補助及び交付金として、保育施設等の物価高騰対策支援金 360 万円を計上しています。

内容については、物価高騰の影響を受けた保育施設等に対して、国からの重点支援地方交付金を活用し、一時支援金を支給する事業となります。

配分につきましては、10 万円をベースに、定員区分により 5 万円ずつの増額となり、最低 10 万円から最大 35 万円を各施設に支援金として交付予定です。交付先は、全 16 施設を予定しています。続きまして、教育費、幼稚園費の委託料、旧龍田幼稚園の測量及び登記委託料 167 万 1 千円、旧龍田幼稚園の不動産鑑定委託料 22 万 9 千円を補正で計上しています。

内容につきましては、旧龍田幼稚園の売却に際しまして、その土地に隣接する通路や水路の分筆整理が必要となりましたので、その測量及び登記委託料、それに伴いまして、売却の基準となる価格決定が必要なため鑑定委託料を追加するものです。

社会教育課長

私からは、社会教育課所管分について説明します。

人件費等の義務的経費おいての掲載及び説明は、先の 2 課同様に割愛させていただきます。

歳出が 1 事業あります。

今年度消防設備点検を南総合センターで実施しましたが、そこで業者から指摘のありました不良箇所を修繕するため、目 9 給食センター費、節 10 需用費に修繕料を計上しています。

11 万 7000 円の追加としております。

教 育 長

ご意見、ご質問等はございませんか。

各 委 員

ありません。

教 育 長

それでは、議案第 58 号は承認いただいてよろしいでしょうか。

各 委 員

結構です。

|                  |                                                     |
|------------------|-----------------------------------------------------|
| 教 育 長            | 議案第 58 号は承認されました。議案第 58 号は 9 月定例町議会へ上程させていただきます。    |
|                  | 続いて、議案第 59 号について、ここからは非公開とさせていただきます。事務局より説明をお願いします。 |
| 管理課長<br>(学校教育担当) | 議案第 59 号「区域外就学の承諾並びに協議について」説明いたします。                 |
| 教 育 長            | ご意見、ご質問等はございませんか。                                   |
| 各 委 員            | ありません。                                              |
| 教 育 長            | それでは、議案第 59 号は承認いただいてよろしいでしょうか。                     |
| 各 委 員            | 結構です。                                               |
| 教 育 長            | 議案第 59 号は承認されました。                                   |
|                  | 本日の議事は全て終了しました。                                     |

## 第 7 その他

---

|          |                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教 育 長    | 続いて、その他の報告に移ります。                                                                                                                                                                                                                                |
|          | まず教育委員の皆様からご意見、ご質問等はございませんか。                                                                                                                                                                                                                    |
| 各 委 員    | ありません。                                                                                                                                                                                                                                          |
| 教 育 長    | 次に、事務局から報告事項はございませんか。                                                                                                                                                                                                                           |
| こどもえがお課長 | こどもえがお課では、太子町立幼稚園の今後の在り方について、専門的かつ多角的な視点から議論を行う必要がありますので、本年 3 月に太子町立幼稚園幼児教育環境適正化委員会設置要綱を制定しています。この要綱に基づき、委員候補を選定し、全員から就任の受諾をいただいていますので、学識経験者や保護者代表、幼稚園・小学校関係者等の計 10 名を委員として委嘱したいと考えています。任期については、令和 8 年 9 月 1 日から令和 10 年 8 月 30 日までの 2 か年としています。 |
|          | 第 1 回の委員会については、令和 8 年 9 月 18 日に開催予定です。                                                                                                                                                                                                          |
|          | まず、太子町立幼稚園を取り巻く現状や課題について、事務局から報告を行う予定で、その上で委員の皆様それぞれのお立場からご意見をいただき、今後検討すべき課題や論点を整理し、委員会としての検討の方向性を共有したいと考えています。                                                                                                                                 |
|          | こちらの委員会の進捗状況については、必要に応じ適宜報告させていただきますと思います。                                                                                                                                                                                                      |
| 教 育 長    | ただいまの報告について、ご意見、ご質問等はございませんか。                                                                                                                                                                                                                   |
| 各 委 員    | ありません。                                                                                                                                                                                                                                          |

教 育 長

私から報告をいたします。

1つ目は、教育委員の任命についてです。

この9月30日をもって、福田委員の任期が満了となります。次の教育委員として石海地区から川村隆弘氏の任命をお願いしたいと考えています。川村氏はたつの市、太子町の小学校勤務を経て、たつの市教委の課長や小学校の校長を歴任され、定年退職後は、太子町学校教育審議会委員や外部評価委員を務めておられます。9月議会の1日目に人事案件として提案予定です。

次に2つ目ですが、皆様のご意見をお伺いしたい件が2点ございます。

1点目は部活動の地域展開についてです。現状ですが、18団体が登録、活動しているのは10団体です。そのうち女子バレーとサッカーについては、太子東西の中学校の先生の兼職兼業によるものです。運動部については数が増えています。吹奏楽はまだできておりませんし、文化部の数が少ない現状です。国の方針では、令和8年度から10年度の間に休日の部活動を地域展開し、令和13年度までに平日も地域展開というスケジュールが謳われており、今後も数を増やしていかなければなりません。

課題として、啓発が十分にできていないことや、予算の確保、また、膨大な事務量等が挙げられます。

部活動の地域展開とは、ただ単に部活動が学校から地域に移動するという話ではなく、太子町の基本政策や教育振興計画等と照らし合わせ考える必要があります。子どもたちが地域でスポーツや文化活動を展開することで、地域では世代を超えた交流が生まれる、中学生は多様な活動ができる。教員は子どもと向き合う時間の確保につながる等、地域展開により多くの効果が期待され、それは大きな視点で、まちづくりにつながるということです。

学校部活動は、最終的には社会教育に移行する必要がありますし、まちづくりという視点で、他市町では、首長部局に推進室を設置しているところもあります。本町においても太子町地域クラブ活動推進室のような組織を置くのが理想であると考えます。

また、予算措置としましては、国・県から3分の2の補助により、部活動指導員の報酬、地域クラブへの補助金、コーディネーターの人件費等を措置しておりますが、補助金の継続を強く要望していきたいと考えます。

これらのことを踏まえ、今後の予算や組織の在り方について、委員

の皆様のご意見をお聞かせください。

続けて、もう 1 点は、給食費の負担軽減についてです。

既にご承知のとおり、今年度から、国県の補助によって小学校は 1 人あたり 5,300 円、中学校については、町単費で 5,800 円を無償化しています。

そのような中で、非喫食者支援ということで、要綱では、やむを得ない事情により恒常的に給食を喫食できないことについて、学校給食費相当額の金銭給付または現物支給を行うことを明確化するとともに、当該事業の概要、費用及び交付対象経費を記載した計画を提出しないとイケないと謳われています。

この対象者は、やむを得ない事情として、重度のアレルギーやその他の疾患、不登校を指しています。

小学校は国から補助が出ていますが、中学校は補助が出ていないことも踏まえ、検討事項として、まず金銭給付すべきか、するのであれば中学校も対象とするか、また、給付額はどのようにするか。

ご意見をお聞かせいただければと思います。

委 員

地域展開に係る経費については、今まであった部活動に対する選手派遣の補助金や部活動に対する補助金と比べて、持ち出しは多くなりますか。

教 育 長

今後、地域クラブが様々な大会に出るときに支援しなくていいのかという問題が残ると思っていますので、選手派遣の予算が全て残るとは限らないです。

委 員

地域展開になることで、学校教育ではなくなるので、選手派遣の補助金が完全になくなり、その予算を地域クラブの単費予算に移せるのかと思っていたのですが、まだはっきりしないということです。

教 育 長

補助金が完全になくなれば、移すことも可能かとは思いますが。

委 員

今後、中体連の組織がもしなくなれば、選手派遣補助もなくなるように思います。

そして、協会の大会に出場することになれば、学校は一切関係ないのでそれこそ出せないように思います。

管理課長

(総務担当)

今の選手派遣の補助を地域クラブに行うとなると、補助金の趣旨にそぐわないのではないかと考えていますので、選手派遣の補助の在り方や地域クラブに対する大会出場に関する補助について、検討したいと思います。

委 員

この地域クラブの事務手続きが膨大なのは見てわかりましたが、専

この推進室は地域クラブに対してどこまで事務手続きの支援を行うのでしょうか。永続的にやるのか、何らかの衰退を見込んで外部に委託して引き離していくのか、そのような方向性はあるのでしょうか。

教 育 長

まずつくってみないと分からないと思います。つくれば、たくさん仕事はあると思いますし、しばらくはなくせないと思います。

委 員

事務手続きをどこまでするか分からないと予算に困ると思います。例えば、保険の加入とか、確定申告や源泉徴収等の費用も考えないといけなくなると思います。

委 員

受け皿を増やさないと子どもたちが動けないという話ですが、小学生の時から何かスポーツをしている子どもは、中学生になってもそのまま続けることができると思いますが、特に何もしてこなかった子たちは、どこに入れば良いのか保護者も含めて困ると思います。予算や人材確保のような問題点もありますが、推進室を早くつくって方向性を早く提示する必要があると思います。今までは学校に行けば何らかの部活があったので、そこで選べばよかったですが、部活が完全になくなってしまうのであれば、迷っている子どもたちに方向性を示してあげることを最優先にすべきだと思います。

教 育 長

地域クラブの一覧は示していますが、小中学生には実感がない部分もあり、一部の公民館活動に参加しても良いことも案内はしていますが、一人一人に対する周知が十分でないように思います。広がるはずの選択肢が増えていないように感じられているように思います。

委 員

今までは学校でできていたものが、一度家に帰らないといけなくなれば、家族の協力が必要な場合もあるので、難しい問題のように思います。

教 育 長

次に、給食費についてのご意見をお聞かせください。

委 員

給食費の給付については、良いかと思っています。

少し調べてみましたが、神戸市に準じてみてはいかがでしょうか。小学生だけが対象で、何日前に報告するなどのルールが決められていました。文科省の通達に従って本町も進めるべきかと思っています。

教 育 長

小学生のみ対象で給付を行う方針でよろしいでしょうか。

各 委 員

結構です。

委 員

中学生には給食費の補助がないとはいえ、保護者からすればお金の出どころは関係ないので、同様にすればいいのではないかと思います。

教 育 長

ご意見ありがとうございます。

給付することについては、妥当ではないかと。対象者については、検討していきたいと思います。

方針が決まれば、また報告させていただきたいと思います。

教 育 長

ほかに、ご意見、ご質問等はございませんか。

教 育 長

他に事務連絡が無いようでしたら、次回の定例会の開催日を調整いたします。

次回の定例会は、9月25日（金）午後1時00分に開会いたします。

これをもちまして8月の定例会を終了させていただきます。

令和8年8月19日 午前10時50分閉議